

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則案に対するコメント

東京都文京区
財団法人 公益法人協会
理事長 太田達男

１．当協会は、昨年１月の一般社団法人及び一般財団法人（以下「一般法人」）に関する法律（以下「一般法」）案のパブリック・コメントに際しては、「新制度は市民の法である民法の特別法として、市民が容易に理解でき、利用しやすい法律とする工夫が必要。会社法の規定をそのまま適用したり、準用規定を多用するのは疑問」という意見を申し述べた。

残念ながら、今回の一般法施行規則案に対するコメントにおいても同様の主張を行わざるを得ない。即ち、今回の施行規則案を見てみれば、その多くの条項が「会社法施行規則」又は「会社計算規則」と同一又は類似しており、市民がこの法律を活用して自由闊達な非営利活動を促すために必要な配慮があまり見られない。その結果、市民が容易に理解でき、利用しやすい法令にはなっていないと考えざるを得ない。

２．具体的にあげれば、営利を目的とする事業会社であればともかく、非営利の市民組織を規定する一般法人の運営規律として、下記のようにここまでの細部にわたる規定を必要とするかと思われる箇所が多い。

- A 社員総会参考書類及び議決権行使書面の交付等（第５条～第７条）
- B 理事の社員総会説明義務を不要とする場合（第１０条）
- C 社員総会・評議員会・理事会等の議事録の内容事項（第１１条・１５条・６０条・６２条）
- D 業務の適正を確保するための体制（第１３条・１４条・６２条）
- E 監事及び会計監査人の意思疎通、情報の収集及び環境整備についての努力義務規定とその意味づけ条項（第１６条・１８条・６２条）
- F 会計帳簿、計算書類及び事業報告書等の作成方法（第２１条～第３４条）

なお、公告（第８８条第１項）については事務所掲示を認めたことは小規模一般法人への配慮が見られるものとして評価したい。

３．このように、非営利法人に対する配慮が欠如している点は、一般法そのものを含めた大きな問題である。不必要なまでに煩瑣な手続き規定は、一般に少人数の事務局で運営する非営利法人にとって過度の負担となり現実的でない。このような煩瑣かつ重装備の運営ルールが、社会に貢献しようとする市民の意

欲をむしろ萎縮させてしまうことを強く懸念する。

今回の公益法人制度改革は「民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施」による「公益の増進」(公益法人認定法第1条)である以上、市民の公益活動を積極的に支援し、奨励する見地から運営ルールも組み立てられるべきである。

4.冒頭で述べたように、市民が容易に理解でき、利用しやすい法律となっていない点、また、小規模法人にとって過重と思われる点については、基となっている一般法にその原因があるものも多くみられる。しかしながら、一般法の枠組みを前提としつつもその詳細は極力簡素で自由度の高い、市民にとって分かりやすく設計することはある程度可能と考えられるので、極力その方向を探り、再度省令を再設計されるよう要望する。

なお、一般法を含む公益法人制度改革三法については、衆参両院において「本法の施行の状況に変化が生じたときは、広く国民の意見を聴き直ちに見直しを行うこと」と附帯決議されている。現実に法人の実務を担っている現場と意見交換しつつ、既設法人の移行状況などを慎重に見極めながら、必要が生じたならば勇気を持って早期に見直しに着手されるよう、併せて要望したい。

以上